



市 章

# 大津市公報

平 成 25 年 10 月 31 日  
号 外 ( 第 63 号 )

発行所 大 津 市 役 所  
発行人 大 津 市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目 次

<b>規 則</b>	
103	大津市自転車駐車場条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則..... 1
104	大津市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則..... 1
<b>告 示</b>	
241	平成13年告示第119号(自転車等の放置を禁止する区域の指定について)の一部改正... .. 2
<b>消 防 局 訓 令</b>	
5	大津市消防署の組織に関する規程の一部改正..... 3

## 規 則

大津市自転車駐車場条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を公布する。  
平成25年10月31日

大津市長 越 直 美

### 大津市規則第103号

大津市自転車駐車場条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

大津市自転車駐車場条例の一部を改正する条例(平成25年条例第59号)附則ただし書に規定する改正規定(第1条中第2条の改正規定に限る。)の施行期日は、平成25年11月5日とする。

大津市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成25年10月31日

大津市長 越 直 美

### 大津市規則第104号

大津市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

大津市職員退職手当支給条例施行規則(昭和57年規則第56号)の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の3条を加える。

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額を計算する場合に退職日給料月額に乘じる割合等)

**第3条の2** 条例第5条の3の規定により読み替えて適用する条例第4条第1項及び第5条第1項に規定する規則で定める割合は、100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2)とする。

2 条例第5条の3の規定により読み替えて適用する条例第5条の2第1項各号に規定する規則で定める割合は、100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2)とする。

(退職理由記録)

**第3条の3** 条例第5条の5の規定による記録(以下「退職理由記録」という。)は、職員の退職後速やかに作成しなければならない。

2 退職理由記録は、所定の様式による退職手当記録書に次に掲げる事項を記載して行うものとする。

作成年月日

氏名及び生年月日

退職の日における所属及び職名

勤続期間並びに採用年月日及び退職年月日

退職の理由及び当該退職の理由に該当するに至った経緯

作成者の職名及び氏名

3 退職理由記録書には、職員が提出した辞職の申出の書面の写しを添付しなければならない。

4 退職理由記録書は、その作成の日から5年間、任命権者が保管するものとする。

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額の最高限度額を計算する場合に退職日給料月額に乘じる割合等)

**第3条の4** 条例第6条の3の規定により読み替えて適用する条例第6条に規定する規則で定める割合は、100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）とする。

2 条例第6条の3の規定により読み替えて適用する条例第6条の2各号に規定する規則で定める割合は、100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）とする。

第8条の次に次の3条を加える。

（募集実施要項の記載事項）

**第8条の2** 条例第8条の3第2項第11号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

条例第8条の3第5項の規定により募集の期間を延長する場合があるときは、その旨

条例第8条の3第9項各号に掲げる職員が応募をすることはできない旨

条例第8条の3第11項ただし書の規定により認定をしない旨の決定をする場合がある旨

認定を行った後遅滞なく、退職すべき期間のいずれかの日から退職すべき期日を定め、条例第8条の3第13項の規定に基づく通知を行うこととなる旨（募集実施要項に退職すべき期間を記載した場合に限る。）

条例第8条の3第14項の規定により退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げの場合があるときは、その旨

（市長に対する募集実施要項の送付及び認定応募者の数の報告）

**第8条の3** 条例第8条の3第17項の規定による募集実施要項の送付及び認定応募者の数の報告は、所定の様式による募集及び認定実施報告書により、毎年4月末までに行わなければならない。

（公表）

**第8条の4** 条例第8条の3第18項の規定による公表は、公報に掲載して行うものとする。

**附 則**

この規則は、平成25年11月1日から施行する。

告 示

**大津市告示第241号**

平成13年告示第119号（自転車等の放置を禁止する区域の指定について）の一部を次のように改正し、平成25年11月5日から適用する。

平成25年10月31日

大津市長 越 直 美

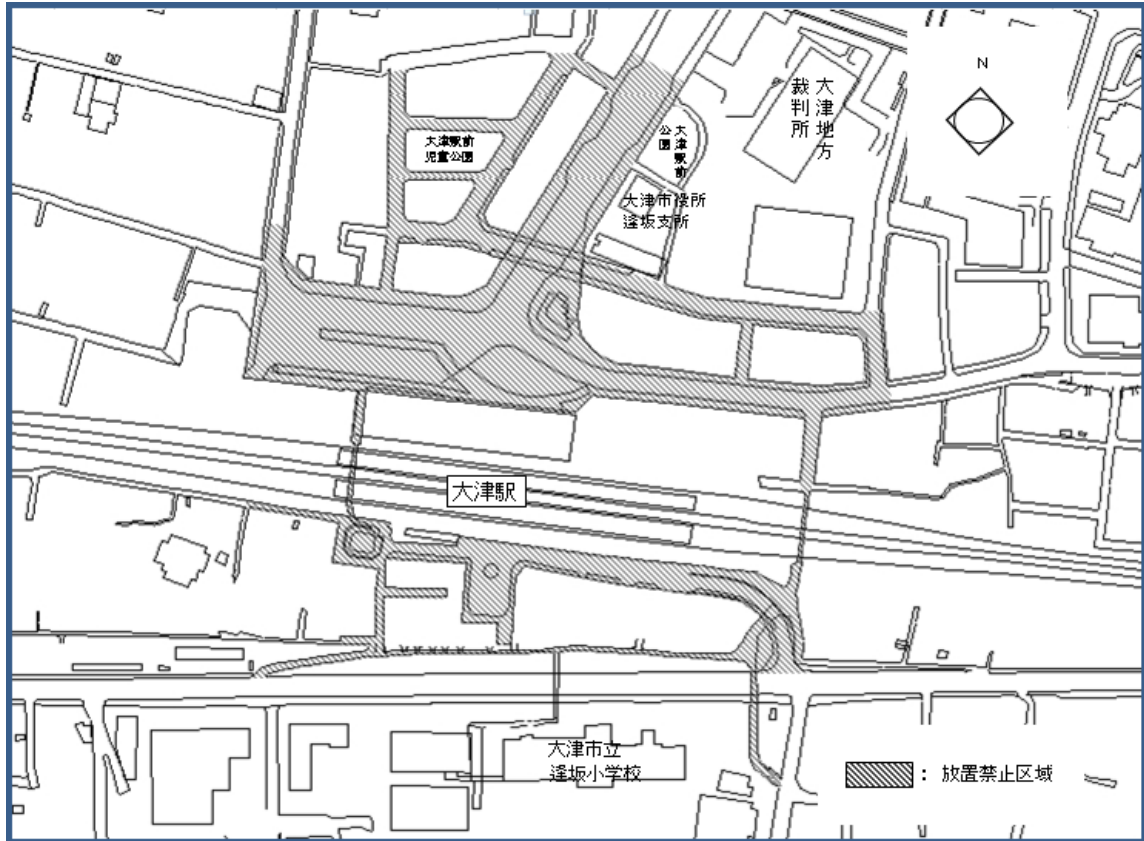
表壱田駅周辺自転車等放置禁止区域の項中「 」を「 」に改め、同区域の項の前に次のように加える。

小野駅周辺自転車等放置禁止区域	別図 のとおり	平成25年11月5日
-----------------	---------	------------

表おごと温泉駅周辺自転車等放置禁止区域の項中「 - 2 」を「 」に改め、表比叡山坂本駅周辺自転車等放置禁止区域の項中「 - 3 」を「 」に改め、表唐崎駅周辺自転車等放置禁止区域の項中「 - 4 」を「 」に改め、表大津京駅周辺自転車等放置禁止区域の項中「 」を「 」に改め、表浜大津駅周辺自転車等放置禁止区域の項中「 」を「 」に改め、表大津駅周辺自転車等放置禁止区域の項中「 」を「 」に改め、表膳所駅周辺自転車等放置禁止区域の項中「 」を「 」に改め、表石山駅周辺自転車等放置禁止区域の項中「 」を「 」に改め、表瀬田駅周辺自転車等放置禁止区域の項中「 」を「 」に改める。

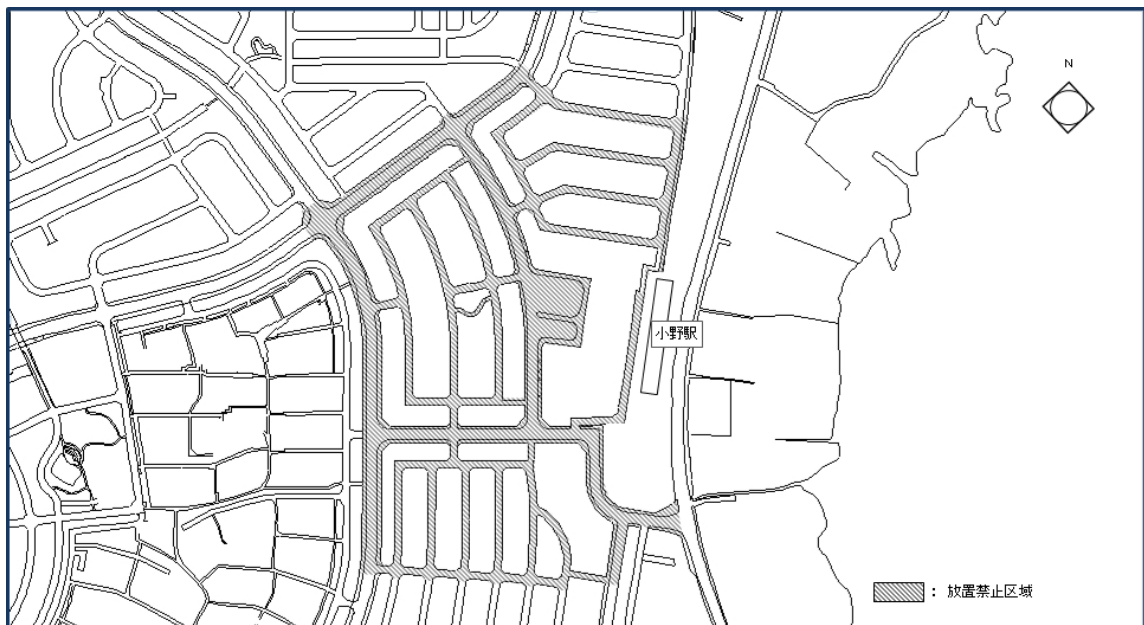
別図 を別図 とし、別図 を別図 とし、別図 を別図 とし、別図 を削り、別図 を別図 とし、別図 の次に次のように加える。

大津駅周辺自転車等放置禁止区域



別図 を別図 とし、別図 - 4を別図 とし、別図 - 3を別図 とし、別図 - 2を別図 とし、別図 を別図 とし、別図 の前に次のように加える。

小野駅周辺自転車等放置禁止区域



消 防 局 訓 令

大津市消防局訓令第 5 号

大津市消防署の組織に関する規程（昭和44年消防本部訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

平成25年10月31日

大津市消防局長 丸 山 忠 司

第 2 条第 1 項中「大津市南消防署 庶務係 安全指導係 予防係」を「大津市南消防署 庶務係 安全指導係 予防係 指揮第 1 係 指揮第 2 係」に改める。

**附 則**

( 施行期日 )

1 この訓令は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

( 大津市消防処務規程の一部改正 )

2 大津市消防処務規程 ( 昭和 47 年消防本部訓令第 2 号 ) の一部を次のように改正する。

第 16 条第 2 項中「中消防署」の次に「及び南消防署」を加え、「、南消防署にあっては消防第 1 係と消防第 2 係とが、救急第 1 係と救急第 2 係とが、救助第 1 係と救助第 2 係とがそれぞれ交代で」を削る。